

ショートステイわかば運営規程

(目的)

第1 条 社会福祉法人わかやま虹の会が運営するショートステイわかば併設型ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で併設型ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な併設型ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2 条 従業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3 条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、特別養護老人ホーム等の事業と一体的な運営を行い、適正なサービスの提供に努める。

2. 「和歌山市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 46 号）」及び「和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 50 号）」に定める内容を遵守する。

(事業所の名称及び所在地等)

第4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名 称：ショートステイわかば
- 2、所在地：和歌山市有本140番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5 条 事業所の従事者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1 名 （常勤・兼務）

管理者は、事業所従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に、この規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 医師 1 名 （併設の特養施設で対応）

医師は、利用者に対し健康管理、療養上の指導を行う。

3 生活相談員 2 名 （併設の特養施設で対応 1 名、ショート介護員兼務 1 名）

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

4 介護職員 8 名 （常勤専従3名、常勤兼務 1 名、非常勤専従2名、非常勤兼務2名）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。

5 看護職員 1 名

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。

6 機能訓練指導員 2 名 （併設の特養施設で対応）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

7 管理栄養士 1名（併設の特養施設で対応）

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

（営業日、受付時間）

第6条 事業所の営業日、受付時間は次のとおりとする。

1. 営業日 年中無休
2. 受付時間 平日 9時～17時
土・日 9時～12時

（利用の定員）

第7条 利用定員は10名とする。ユニット数 1ユニット。

（サービスの内容）

第8条（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の介護

入浴、排泄、食事介助等、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止あるいは介護予防に資するよう、利用者の心身の状況をふまえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行なう。

二 食事の提供

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能なかぎり離床して食堂で行うよう支援する。

三 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能を維持するための訓練を実施する。

四 健康管理

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

五 相談・援助

常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

六 その他のサービスの提供

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

七 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。身体的拘束等を行う場合には、家族の同意をえるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（利用料等）

第9条 指定短期入所生活介護等の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
1日につき 1,445 円とする。ただし、朝食 385 円、昼食 530 円、夕食 530 円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。
 - (2) 滞在に要する費用
1日につき 2,066 円
 - (3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用
実費
 - (4) 送迎に要する費用
通常の実施地域を超えて送迎を行った場合 10km 超えの場合片道 500 円
 - (5) 理美容に要する費用
実費
 - (6) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費
 - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費
- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は和歌山市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は共同生活のルールを守り、相互の親睦に努めなければならない。
 - (2) 火気の取り扱いに注意し、施設内は禁煙とする。
 - (3) 金銭や貴重品の持ち込みはできるだけ避け、自己管理を原則とする。但し、利用者の心身の状況により、利用者又はその家族からの申し出により、必要な場合は事務所にて預かることができる。
 - (4) 故意に施設又は備品などに損傷を与え、又これらを施設外に持ち出してはならない。
 - (5) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
 - (6) 身上に関する重要事項に変更が生じたときには速やかに届け出なければならない。
2. 前項3号の規程により、事務所にて金銭や貴重品を保管することになった場合、管理者は善良な注意義務をもって保管しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所の職員は、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な措置を講じる。
3. 前項の事業所職員が看護職員である場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行う。

(事故発生時の対応)

- 第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録する。
 3. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 4. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(苦情処理等)

- 第14条 当事業所は、自ら提供した(介護予防)短期入所生活介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
2. 前項の苦情を受けた場合は、その内容等を記録する。
 3. 前項の苦情に係って、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、それに従って適切な改善をはかるものとする。

(虐待防止)

- 第15条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

- 第16条 (介護予防)短期入所生活介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害発生時には避難等の指揮をとる。
2. 非常時に備え、年2回以上の避難訓練を行う。また、日常的に防火点検を行うものとする。
 3. 非常災害対策を推進するため、災害対策推進員をおく。

(衛生管理等)

- 第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。
- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必

要な措置を講じなければならない。

- 3 前項を推進するため事業所に安全管理対策推進員をおく。安全管理対策推進員は、施設等内外の設備の安全点検も推進する。

(秘密保持)

第18条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(地域との連携)

第19条 事業所は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、次の各号に定める研修を実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - (2) 経験に応じた研修 随時
- 3 利用者の人権を擁護するため、事業所に人権擁護推進員を置くとともに、従事者に対して人権擁護に関する研修を実施する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人わかやま虹の会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

1. この運営規程は 2014年 9月 1日から施行する。

2015年8月1日一部改正 第5条(人員)第9条(利用料)

2016年8月1日一部改訂 第5条(人員)

2018年6月1日一部改訂 第5条(人員)

2019年6月1日一部改定 第5条(人員)

2019年10月1日一部改訂 第9条(利用料等)

2020年6月1日一部改定 第5条(人員)

2021年6月1日一部改訂 第15条(虐待防止)、以下、第16～20条に数字変更

2021年8月1日一部改訂 第9条(利用料等)

2022年6月1日一部改定 第5条(人員)

2023年6月1日一部改定 第5条(人員)

2024年6月1日一部改定 第5条(人員)

2024年8月1日一部改定 第9条(滞在費)

2025年6月1日一部改定 第5条(人員)